

# にぎやかな 水辺

NEWS  
MAGAZINE

水辺の生き物ニュースマガジン  
<https://www.no-bass.net/>

No.12  
October  
2024

## CONTENTS

特集1 外来生物法20周年（2025年）目前！  
特定外来生物ブラックバスに関する  
質問主意書が政府に提出されました

特集2 今年も元気に取り組みました、  
全国各地で水辺の生き物保全活動  
宮城県／滋賀県／埼玉県／山梨県

COLUMN 密放流の「密」を英語で何というか

外来生物法20周年(2025年)目前!

# 特定外来生物ブラックバス(オオクチバス・コクチバス)に関する質問主意書が政府に提出されました。

ブラックバス問題 質問主意書×政府答弁×ノーバスネットの見解 全文掲載

## 政府の答弁「法に反しない限り、利用OK」でブラックバス問題は解決しますか？

全国ブラックバス防除市民ネットワーク(ノーバスネット) 半沢裕子

2024年5月29日、元滋賀県知事で参議院議員の嘉田由紀子さんから、特定外来生物ブラックバスに関する質問主意書が提出され、それに対し政府の答弁書が出されました。ブラックバスは外来生物法が施行された2005年に、厳しい規制のかかる特定外来生物に指定されました。同法は2025年に20周年を迎えます。この20年で「ブラックバスは日本では根絶が望ましい魚」という認識が広がった一方、ブラックバスは今日なお資源として活用され、結果として違法放流も止まっていません。質問主意書はその現状と対策について尋ねるものでしたが、政府の答弁の基本姿勢は残念ながら、「ブラックバスは法律や条例に違反しない限り利用できる」という、これまでと変わらないものでした。ノーバスネットではこれに対する見解をまとめ、公表しました(P.4～P.9に全文を掲載)。ここでは、答弁の何が問題なのか、ノーバスネットの立場で整理しました。

### 20年間で最も対策の進んでいない外来生物

国会議員はさまざまな委員会に所属し、質疑を行います。国政全般に関する質問を文書で提出し、政府(内閣総理大臣)から答弁書を受け取ることもできます。これが質問主意書です。

嘉田議員は来年で外来生物法施行20年の今日なお、ブラックバス問題が「最も対策の進んでいない特定外来生物」と言われていることを知り、質問主意書を出されました。それに対し、6月7日付で内閣総理大臣から答弁書が出ています。

質問主意書は6項目です。まず、オオクチバス、コクチバスの違法放流が止まらない背景を、「違法行為の結果であっ

ても、野外にブラックバスが生息する状況を規制されずに利用できるため」としています。そのうえで質問1において、「特定外来生物が野外に生息する状況を特定の受益者が利用しないことを原則とすべき」とし、国に見解を求めています。質問2は近年、ダム湖がコクチバス違法放流のターゲットになっていることにふれ、これに対する措置について尋ねています。質問3は現在、バスを釣る人たちに当たり前のように行われているリリース(釣ってすぐ再放流すること)をやめるよう、「釣り人に協力を求めるべきではないか」と質しています。

質問4はオオクチバスの漁業権に関するものです。外来生物法施行時、すでにオオクチバス漁業権が免許されていた4つの湖(神奈川県芦ノ湖、山梨県河口湖、西湖、山中湖)

には、そのままオオクチバス漁業権が認められました。私たちノーバスネットは2023年度の第五種共同漁業権切替に際し、これ以上免許を継続しないよう求めました（切替は10年に一度）。残念ながらすべての湖で漁業権は継続されましたが、山梨県の3湖は漁業権をやめていくロードマップを初めて公開し、注目を集めました。

しかし近年、オオクチバス漁業権が免許されていないにもかかわらず、バス釣り人から釣り料金（遊漁料）をとる地域が増えており、ノーバスネットでも水産庁に対策を求めています。これはじつは、バスを免許された4湖にとってもありえないことです。なぜなら、4湖はバスを免許してもらうため、お金と人手をかけてバスの増殖や流出防止策を講じていますが、バス漁業権のない水域では対策を何も講じず、ただバス釣り人から釣り料金をとっているからです。

また近年、驚くことにバス釣りによる地域振興を打ち出す自治体（岐阜県海津市など）が現れています。質問5はこれについて国の見解を求めています。そして質問6では、2024年度中に改定される予定の外来種被害防止行動計画に、ブラックバスに特化した具体的な記述が書かれるよう求めています。

## 当たり前 「釣ったら駆除」してくれる釣り人も

これらの質問に対する答弁に示された基本姿勢は、残念ながら従来と変わりませんでした。私たちノーバスネットが最も残念に思ったのは、質問1や5に対し、「ブラックバスを利用することは外来生物法や条例に違反しない限り禁止されない」と答弁されたことです。

利用について定めていない外来生物法で、利用が制限できないことは理解できます。しかし、バスは利用により生息域が拡大した魚です。「匿名の誰かによる放流でいつのまにかふえたバス」の利用者が増えれば、在来の生き物はいなくなっても地域はうるおう、だからバスを利用しようという理屈で全国各地に闇放流され、拡がりました。これ以上在来生物を減らさないことを目的とする外来生物法で最も抑制したかったのは、この「闇放流→在来種の激減・絶滅→駆除から利用への転換→さらなる闇放流」という連鎖だったはずで

ですから、法施行後20年たってもブラックバスの違法放流が止まらない状況では、せめて「法や条例に反しない限り禁止されないが、違法放流の原因となりうるブラックバスの利用は減らしていくべきものであり、そのための対策を講じてまいりたい」くらいの答弁であってほしかったと思わずにはいられません。

その意味では、質問3の「釣り人等にリリースしない釣りにより駆除に対する協力を求める」ことも、今考えると当たり前と思われ



ノーバスネットのロゴマーク。会員団体は各地で水辺の生き物保全活動に取り組む団体（現在は46団体）。

キャッチ&リリースは問題なしと説明されました。それはバスの特定外来生物指定に反対するバス利用者に配慮したためでした。

しかし、ブラックバスを釣る装備と技術を持ったスペシャリストである釣り人は、本来的には最も駆除に協力してほしい主体です。そして今日、協力してくれる釣り人は実際に増えています。釣ったバスの回収箱が各地に備えられれば、回収率は相当上がるものと推測されます。

質問3に対する答弁では、国は「リリース禁止している地域はあるが、その必要性は個別に検討することが適切」とし、「釣りによる防除も含むブラックバスに対する対策に関して普及啓発等に取り組む」としています。リリース禁止の判断を地方にゆだねず、積極的に取り組むよう指導してほしいと思います。また、普及啓発に取り組むのであれば、「釣ったら駆除」を呼びかける方向でお願いしたいと考えます。

嘉田議員のおかげで、ブラックバスに対する政府の現時点での姿勢が明らかになりました。結果として、現時点での問題点も明らかになったと考えています。「国を挙げてできれば根絶したい生き物」が一部では「資源として増殖したい生き物」になっている点、釣りによる駆除効果は高いのに、釣ってもリリースされている点は、いずれもすぐに見直して政府の姿勢を修正すべきではないかと思

2022年に外来生物法改正法が成立し、各主体（地方自治体、国民、事業者）は特定外来生物による被害の防止のため、措置を講じたり、それに協力するべしと、その役割が明記されました。また、この改正法にはブラックバスの違法放流の撲滅やオオクチバス漁業権の見直しを含む国会の附帯決議が加えられました。

さらに、今日では地球環境保全に対する考え方が大きく変わっています。外来生物法施行時の2005年頃は、外来生物対策の重要性はまだそれほど理解されていなかったと思われ

そんな2024年の時点に立って改めて外来生物法のあり方を見直し、効果的なブラックバス対策を考えることが必要ではないかと私たちは考えています。

※ネイチャー・ポジティブ 2030年までに自然の損失を食い止め、反転させ、2050年までに完全な回復を達成するという世界的な社会目標

2024年5月29日付け嘉田由紀子参議院議員の質問主意書(黒太字)  
に対する2024年6月7日付けの内閣総理大臣の答弁書(黒字)  
に対するノーバスネット見解(青字)

ブラックバス（オオクチバス・コクチバス）等特定外来生物の  
魚類に関する質問主意書

「ブラックバス」と総称されるオオクチバスとコクチバスは、「特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「外来生物法」という。)が施行される際、同法の規制対象である「特定外来生物」に第一次指定された。しかしながら、ブラックバスは、その放流に厳罰が科されるようになったにもかかわらず、生息水域が拡がり続けている。その背景には、これらの魚が特定外来生物として生態系等への被害を防止するため防除すべき対象である一方で、娯楽や営利目的で野外にいる個体を利用すること、つまり釣ることが容認され続けている現状がある。すなわち、たとえ違法行為の結果であったとしても、野外でブラックバスが生息する状況を、規制を受けることなく利用できるという旨味があるため、匿名性の高い放流が止まらなると考えられる。

この問題は、二〇二二年度の外来生物法の改正時にも指摘され、改正法の附帯決議には「被害や違法放流の実態の把握」、「違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組の強化」、「オオクチバス漁業権の在り方やオオクチバス対策の方針の見直し、対策の実効性を高めること」が「措置を講ずべきこと」として記載されている。

従って、次の事項について質問する。

- 一、外来生物法の目的は「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展」を通じ「国民生活の安定向上に資すること」(第一条)である。また、第三条に基づき閣議決定された外来生物法改正後の特定外来生物被害防止基本方針では、ブラックバスのように定着済みの特定外来生物については、「生態系からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の防除を…実施する」と記されている。これらの目的ないし基本方針に則れば、生態系等に被害を及ぼす特定外来生物が野外に生息する状況を、特定の受益者が利用しないことを原則とすべきであると思われるが、環境省の見解を示されたい。また、ブラックバスについては水産業にも関わるため、農林水産省の見解も同様に示されたい。

【内閣の答弁書】

- 一、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、環境省及び農林水産省としては、オオクチバス及びコクチバス(以下「ブラックバス」という。)を含む、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号。以下「外来生物法」という。)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)を御指摘の「特定の受益者が利用」することについては、外来生物法や条例に違反しない限り禁止されないと承知している。



外来魚駆除は何年も続く活動。マイナスの経済効果を考えると、違法放流を止める仕組みづくりは早急の課題

## ノーバスネットの見解

- 嘉田議員は質問主意書の前文で、バス釣りが容認され続けていることがバスの違法放流が止まらない主な原因である旨を指摘しており、質問の趣旨は明確であるので、政府はこの点に関する認識について誠実に答弁すべきである。
- 「違法放流の原因は何だと考えるか」「これまで放置してきた理由」についての見解を回答すべきである。
- 「特定の受益者が利用」することは「外来生物法や条例に違反しない限り禁止されない」とのことだが、この見解を元にブラックバスを利用する受益者(地方公共団体を含む)が続出した場合、オオクチバス・コクチバスの特定外来生物指定は事実上、意味を失うと考える。現在、特定の受益者による利用が拡大しているのは、それを目的としていると考える。

- 二. (主に山間地の) 河川に建造されるダム湖は、ブラックバス、特に中上流域の魚類への被害が懸念されるコクチバスが新たに確認される事例が相次いでおり、違法放流のターゲットになっていることは疑いない。これについて、違法放流の防止対策及び違法放流の成果を利用させないバス釣り禁止などの措置を行う等の対策が必要と考えるが、ダムの設置及び管理の主務官庁である国土交通省並びに農林水産省はどのような対策を行うか示されたい。また、環境省は外来生物法及び自然公園の主務官庁として、ダム湖の自然公園としての利用と管理においてどのような外来生物対策、措置を行うか示されたい。

### 【内閣の答弁書】

- 二. 国土交通省は、同省が管理するダムにおいて、地方公共団体、漁業協同組合等の関係者と連携して、外来魚の持込みや持ち出しを禁止する看板等の設置、外来魚を回収するボックスの設置、外来魚に対する対策に関する学習会や外来魚を駆除するイベントの実施等を行うとともに、これらの事例を取りまとめた「河川における外来魚対策の事例集」(平成二十五年十二月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課作成)を、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムの管理者等に周知しているところである。

農林水産省は、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」(平成二十七年五月農林水産省農村振興局取りまとめ)において、同省が所管するダムの管理者等に対し、「生態系の保全には、環境配慮対策の実施だけではなく、適切な維持管理が継続的に行われることが不可欠である」ことから、「環境に配慮して計画された施設について必要となる維持管理項目や内容、管理主体の検討を、関係者の合意形成を図りつつ行い、維持管理計画として取りまとめる」こととし、その「維持管理項目」として「ため池等への外来種の違法放流等の防止」を、当該項目に係る「維持管理内容」として「オオクチバス等の特定外来生物の放流は違法であり禁止されている旨の看板等を設置」や「定期的な見回り等」を例示し、周知しているところである。

また、環境省としては、自然公園内のダムにおける特定外来生物の放出(外来生物法第九条に規定する放出をいう。)の禁止を含む外来生物法第二章に規定する規制の内容について、パンフレット等を通じ普及啓発を図っているところであり、国土交通省、農林水産省、地方公共団体等の関係者と連携し、当該規制に係る監視を強化してまいりたい。



山梨県琴川ダムでは近年、コクチバスが密放流されたが、早期に駆除を開始するとともに、全国初の「バス(コクチバス)釣り禁止」を打ち出し、現地に看板を立てた(山梨県漁連ホームページより転載)。

## ノーバスネットの見解

- ダム湖におけるバス釣り禁止の措置の実施に関し3省とも言及を避けているが、この件について答弁すべきである。
- 引用されている国交省「河川における外来魚対策の事例集」は2013年刊。10年間周知している。その結果と今後について、国交省は説明すべきである。

二

三

三. 改正外来生物法第二条の四が規定する事業者及び国民の責務は「外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による…被害の防止に関する施策に協力するもの」であるが、現状では釣ったブラックバスはリリース、つまり再放流する「キャッチ・アンド・リリース」が当然とされ、釣り人は特定外来生物を釣りで捕獲することで、被害の防止に貢献できる状況にありながら、みすみすりリースしてしまい、そうした釣り人を顧客とする事業者ともども、駆除に協力することはほとんどない。もともと釣りにおけるキャッチ・アンド・リリースは、対象の魚を資源として維持・管理するために導入されたもので、このことは、リリースをしない釣りが対象の魚を減らし、駆除に大きく貢献できることを意味する。バス釣りを禁止することができない場合の次善の策として、釣ったブラックバスがリリースされ「生きたまま野外で利用」され続ける現状を改め、釣り人等によりリリースをしない釣りにより駆除に対する協力を求めるべきではないか。特定の魚種の生息数を減らす施策は、漁業法等の想定外であると拝察するが、遊漁の主務官庁である農林水産省はこれにどう対策するか示されたい。また、共管である環境省は農林水産省に協力してどのような措置を行うべきと考えるか示されたい。

### 【内閣の答弁書】

三. お尋ねの「釣り人等によりリリースをしない釣りにより駆除に対する協力を求める」ことについては、「オオクチバス等に係る防除の指針」(平成十七年六月三日環境省・水産庁作成)において、「個体数低減化手法の導入に際し、留意すべき事項」として、「個体数低減化の効果を期待する観点から、自治体の条例や内水面漁場管理委員会の指示等によりキャッチ・アンド・リリースを禁止している地域があります。この手法の導入については、防除水域の状況に応じて、当該水域での必要性等を個別に検討することが適切です。」との考え方を示しているところ、環境省及び農林水産省としては、釣りによる防除も含むブラックバスに対する対策に関して普及啓発等に取り組んでまいりたい。

## ノーバスネットの見解

- 「当該水域での必要性等を個別に検討することが適切」と書かれているが、どのような場合にキャッチ・アンド・リリースを禁止することが適切か、「オオクチバス等に係る防除の指針」において政府の見解を自治体に示すべきである。
- 「釣りによる防除も含むブラックバスに対する対策に関して普及啓発等に取り組む」との答弁であるが、釣りによる防除に関しては具体的にどのようなことを行うのか、その実効性が期待できるのか、政府の見解を示すべきである。

三



(上) 2000年前後に駆除された琵琶湖のブラックバス (©I.Akizuki)

(右) 琵琶湖を戻す会では25年間、市民参加の釣りによる外来魚駆除大会を実施してきた。目的は外来魚問題に関心を持ってもらうこと。だが、釣りはブラックバス駆除の有効な手段でもある



## 四

- 四. 外来生物法施行後、ブラックバスが漁業権魚種として免許されているのは全国で四つの湖、神奈川県の芦ノ湖と、山梨県の河口湖・山中湖・西湖のみである。しかし、それ以外の内水面漁協の中に、ブラックバス釣りにも遊漁料が必要と記載する漁協がある(京都府等の複数の漁協)。ブラックバスに漁業権が免許されていない内水面漁協がバス釣り人から遊漁料を徴収している実態は外来生物法の意義を否定するものであるばかりか、漁業法の根幹を揺るがすものであるが、農林水産省はこれにどう対策するか示されたい。また、漁業権のないコクチバスから釣りガイドや貸しボート業者が遊漁料を徴収する長野県野尻湖や、福島県楡原湖などの例も放置されているが、これらにどう対策するか示されたい。併せて環境省は協力してどう対策するか示されたい。

### 【内閣の答弁書】

- 四. ブラックバスを採捕する際に、ブラックバスが漁業権の対象とされていない内水面漁業協同組合が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第二項第二号の遊漁料(以下「遊漁料」という。)の納付を求めていることについては、御指摘の「釣りガイドや貸しボート業者」等を経由して納付を求めている場合を含め、一部の内水面漁業協同組合において、ブラックバスだけを採捕することは事実上困難であることから、漁業権の対象とされている他魚種が採捕される可能性があることを理由として、遊漁料の納付を求めているものと承知しているところ、農林水産省としては、漁業権の対象とされていない魚種を採捕するという名目で漁業権の対象とされている魚種を混獲するものであると客観的に認定し得るときは、遊漁料を納付させることができると考えているが、いずれにせよ、遊漁料については都道府県知事において適切に運用されるものと考えている。

環境省及び農林水産省としては、遊漁料納付の有無にかかわらず、特定外来生物が外来生物法に基づいて適切に扱われるよう、普及啓発等に取り組んでまいりたい。

### ノーバスネットの見解

## 四

- 「漁業権の対象とされている魚種を混獲するものであると客観的に認定し得るときは、遊漁料を納付させることができる」と解釈するのであれば、どのような釣り方でも混獲は免れないので、全ての魚種に対する釣りに遊漁料の納付を求められることになるが、これは事実上、第五種共同漁業権に基づく秩序の崩壊を意味する。何らかの基準に基づく線引きが必要であり、農林水産省は説明を修正すべきである。

(次ページ〈詳細〉に続く)

## 〈詳細〉

- ◆答弁書において農林水産省は、「漁業権の対象とされていない魚種を採捕するという名目で漁業権の対象とされている魚種を混獲するものであると客観的に認定し得るときは、遊漁料を納付させることができると考えている」としているが、水産庁漁政部長通知（昭和38年1月30日「漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問答集送付について」）では、「漁業権の内容となっていない魚種を採捕するという名目で漁業権の内容になっている魚種を混獲している場合であって、その遊漁行為が漁業権対象魚種の採捕をも含むと客観的に認定し得るときは、遊漁規則に基づいて定められた遊漁料を納付させることができる」となっており、答弁書では「混獲している場合であって」という重要な部分を省略している。
- ◆つまり、答弁書では、混獲前でも混獲の可能性があれば遊漁料を納付させることができるとしているが、漁政部長通知では、実際に混獲している場合に限って遊漁料を納付させることができるとしている。
- ◆答弁書のとおりだとすれば、次の2点で非常に重要な問題である。
  1. 内水面での遊漁の衰退を招く～混獲が確認されなくても、混獲の可能性があるという理由で遊漁料を納付させられるならば、増殖コストが低いために遊漁料の安いフナやコイなどを釣りに来た人に対して、遊漁料の高いアユや渓流魚の遊漁券購入を求めることができることになる。そうなれば、フナやコイなどの釣り人は減少し、内水面における遊漁は益々衰退することになる。
  2. 違法放流を一層助長する結果を招く～ブラックバス釣りで見られるように、違法放流された魚種を釣ることに対して、漁業権魚種の混獲を理由に遊漁料の徴収を認めるなら、漁協が違法放流を黙認する動機が生まれ、違法放流が止まらないことが懸念される。
- ◆水産庁は上記2点を考慮し、漁政部長通知の変更がないことを明確にするべきである。

# 五

- 五. 岐阜県海津市等、地方公共団体が「バス釣りの町」をうたい、ふるさと納税返礼品にバス釣りツアーを提供するような例がある。改正外来生物法で、定着済みの特定外来生物の防除の責務や努力義務が規定された地方公共団体が、野外での特定外来生物であるブラックバスの有効利用を助長するような例に対して、環境省、農林水産省はどう考え、どう対策するか示されたい。

## 【内閣の答弁書】

- 五. 一についてお答えしたとおり、環境省及び農林水産省としては、一で御指摘の「特定の受益者が利用」することについては、外来生物法や条例に違反しない限り禁止されないと承知しているが、各地方公共団体において、外来生物法第二条の三の規定に基づき、当該地方公共団体の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、防除等の措置を講じ、又は講ずるよう努めるものであると考えている。

## ノーバスネットの見解

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる地方公共団体の責務と、ブラックバスを地域振興に利用することによってブラックバスの増加を助長することになる責任をどのように折り合いが付けられるか、政府は具体的に示すべきである。外来生物法の趣旨に照らせば、「(防除等の措置を) 講ずるよう努めるものである」と「考えている」だけでなく、そのことを当該地方自治体に対して周知させるべきである。

# 五

- 一にも記載したが、「特定の受益者が利用」することは「外来生物法や条例に違反しない限り禁止されない」とのことだが、この見解を元にブラックバスを利用する受益者(地方公共団体を含む)が続出した場合、オオクチバス・コクチバスの特定外来生物指定は事実上、意味を失うと考える。環境省、農林水産省はそうした事態を想定した対策を行うべきである。

# 六

六. 外来種被害防止行動計画が二〇二四年度中に改訂される予定と聞いているが、この計画は二〇一五年に、環境省、農林水産省、国土交通省の3省により作成、公表されている。野外における有効利用が放置され、放流という違法行為が止まらないブラックバスの特殊性に鑑み、上記の問題解決につながる具体的な記述が書き込まれるか示されたい。

## 【内閣の答弁書】

六. 外来種被害防止行動計画（平成二十七年三月二十六日環境省・農林水産省・国土交通省作成）については、令和六年度中の改定に向けて、「外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」において議論しているところであり、その改定内容は現時点では未定であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、現行の同計画においては、「オオクチバスやブルーギルなど、レクリエーションの対象となるような種については、意図的に拮げられることがないように、定着・未定着水域ともに、侵入の監視、早期発見・通報を行える体制の整備を進めること、また、定着水域は他水域への拡散源となり得るため、逸出防止策を実施することも重要になります。」と記載しているところである。



元々いた生き物が生き続けられる、効果的なブラックバス対策を

## ノーバスネットの見解

- 現行計画では「重要」とだけ書いてあり、誰が、どのようなことを、いつまでに実施するか具体的に書かれていない。この点の言及がないのは計画とは言えず、実効性もないので、外来種被害防止行動計画の改定に際しては実施主体、実施内容、目標期日について具体的に言及するべきである。

# 六

## 第20回外来魚情報交換会 & プレ外来生物法20周年シンポジウムを開催! テーマは外来魚リリース禁止!

2025年、琵琶湖を戻す会開催の「外来魚情報交換会」は第20回目を迎えます。2025年は外来生物法施行20周年でもあります(施行は6月1日)。そこで、同会とノーバスネットは「第20回外来魚情報交換会」と「プレ外来生物法20周年シンポジウム」を開催します。多くの方のご参加をお待ちしています。会場はいずれも滋賀県立琵琶湖博物館大ホールです。

### 第20回外来魚情報交換会

日時：2025年2月1日(土) 13:00～17:00  
2月2日(日) 9:00～12:00  
参加費：無料(資料代1,000円)

### プレ外来生物法20周年シンポジウム

「外来生物法20周年を前にブラックバス問題を『リリース禁止』から考える」  
日時：2025年2月2日(日) 13:00～17:00  
基調講演：嘉田由紀子参議院議員(元滋賀県知事)  
参加費：無料

主催・問合せ先：琵琶湖を戻す会 (masahiko.takada@nifty.ne.jp)  
全国ブラックバス防除市民ネットワーク (nobass3@gmail.com)

## 今年も元気に取り組みました、 全国各地で水辺の生き物保全活動

川や沼に入って魚やカメ、ヤゴなどを獲ったり見たりさわったりするのは、とても楽しいことです。どんな生き物がどれだけいたか記録するのは、重要な調査でもあります。各地で生き物保全を行う団体はそうした楽しい活動とリンクさせながら、水辺の外来生物防除やその啓蒙活動に取り組んでいます。春～夏は生き物保全活動の最盛期。各地で長く続けられてきた活動の今年の成果をご紹介します。

### ゼニタナゴ壊滅から始まったバス・バスターズ活動。 20周年を迎えて、今年捕獲のバス稚魚は3匹!

(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 藤本泰文

#### 参加者は20年で4,000人超え!

2004年から始まった、伊豆沼・内沼（宮城県）のバス・バスターズは、今年で20周年を迎えました。

バス・バスターズとは名前の通り、ブラックバス退治に取り組む人たちのこと。ラムサール条約登録湿地であり渡り鳥の宝庫であり、ゼニタナゴを含め小魚が年間30トンも水揚げされていた伊豆沼・内沼で、日本一生息数の多かったゼニタナゴが1匹も獲れなくなったのは2000年でした。何とかしようと、産卵期を通じて定期的に行う駆除方法が考案され、これを担ってきたのがバス・バスターズのみなさんでした

集計し直したところ、これまでに参加された方々はのべ4,000人を超えていました。中には20年間、毎年参加さ

れ続けてきた方々もいます。ここではお一人お一人のお名前は記しませんが、心から感謝を申し上げます。近年では、トヨタ自動車東日本（株）の方々など企業の社会貢献活動の一環で参加される方々も増えてきました。地元の高校の先生方は学生さんを連れて来てくれています。大学生、専門学校ほか、環境保全活動に関心の高い一般の方々の参加もあり、駆除一辺倒だった開始時から、環境保全活動や沼の自然に触れる貴重な機会へと、参加者の目的は多様化してきていると感じています。

#### ブラックバスの繁殖を 大きく抑制した状態を維持

今年はおオクチバスの繁殖抑制に成功した年の一つかもしれません。伊豆沼・内沼では「伊豆沼方式」と呼んできた、生活史のさまざまな段階で駆除していく方式でおオクチバスを駆除してきました。特に繁殖抑制に注力していて、湖岸の植生帯で繁殖するおオクチバスに対し、営巢中のオスなどを電気ショッカーボートで駆除し、人工産卵床に産卵させて卵を巣ごと駆除し、天然の産卵床から生まれてきた稚魚を、三角網で捕獲して駆除しています（図1）。このように繁殖期に3段階の手法で駆除していますので、三角網による稚魚の駆除数は、沼でどれだけ繁殖抑制に成功したのかの指標の一つになると考えています。今春、伊豆沼・内沼のバス・バスターズで捕獲したバス稚魚はたったの3個体（図2）。新型コロナウイルス感染症のため、バス・バスターズが実施できず、



図1. 伊豆沼・内沼におけるおオクチバス駆除体制

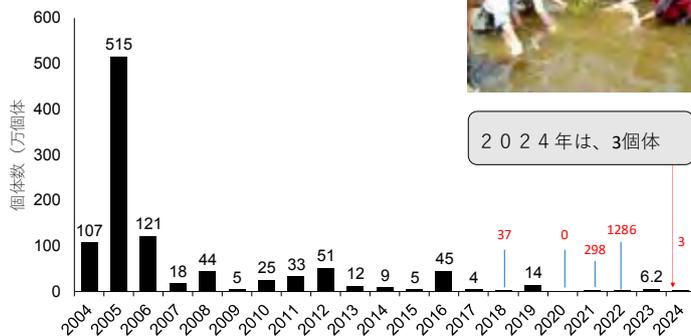


図2. 伊豆沼・内沼における稚魚駆除個体数、黒字は万個体、赤字は実個体数を示す



今年も元気に結集してくれたマスターズのみなさん、ありがとうございます!

財団職員で駆除活動をした2020年や2021年を除いた中では最少の記録でした。バス稚魚の捕獲個体数は2018年以降、しばしば1万個体を下回るようになり、直近7年の活動のうち、5年が1万個体未満の捕獲数でした。現在の私の感覚では、1万個体を下回れば、ひとまずは繁殖抑制に成功したと思っています。でも、その感覚は、駆除活動とともに変わってきていて、2010年代には、20万個体を下回れば成功と思っていました。近い将来、「バス稚魚の駆除数が0個体なら繁殖阻止に成功」と思えるようになるかもしれません。

しかし、水の下にいる相手の繁殖を100%阻止するのは、電気ショッカーボートなどをいくら使ってもむずかしいです。最も現実的なアプローチは、相手の生息密度を減らして繁殖成功率を下げる手法で、さまざまな生物の防除活動で行われてきました。たとえば、オオクチバスが1km<sup>2</sup>あたりに1組の雌雄しか生息していなければ、繁殖しようとしても相手と出会うのはむずかしく、高い確率で繁殖に失敗するでしょう。このように、生息密度によって繁殖効率や生残率が変化し、個体群動態に影響が生じる現象をアリー効果と言います。負のアリー効果を生じさせ、沼でのオオクチバスの繁殖が高い確率で失敗する状況を維持し続けられるよう、成魚の数を抑制することが、伊豆沼・内沼での防除活動の目標と考えています。

### 成魚の生息数が減らない!?

ところが、成魚の数はそれほど減少していないようです。伊豆沼・内沼のオオクチバスの成魚の推定生息数はここ数十年、200個体前後で推移したままです。個体数減少の下げ止まりにはさまざまな要因が考えられますが、伊豆沼・内沼では、繁殖抑制を中心に駆除活動をしているために、生き残った稚魚はそのまま成魚になりやすいのかもしれません。駆除活動によって魚介類の生息数が回復しており、豊富になった食物はオオクチバスの成長を支えるでしょう。また、水生生物の資源量は、卓越年

級群と呼ばれる何年かに一度大量に生まれた年の個体群によって強く支えられることがあります。2019年には14万個体の稚魚、2023年には6万個体の稚魚が確認されており、こういった大量に稚魚が出現してしまった年に、成魚の個体数が回復してきたのかもしれませんが。

### 生息地の生態系を利用した駆除を実施

このような現状を踏まえると2つの対策、①オオクチバスの成魚を対象とした駆除活動の拡充と、②繁殖をさらに抑制する手法が重要だと考えています。成魚を対象とした駆除では、伊豆沼・内沼の生態系の現状を利用しています。伊豆沼・内沼は泥の堆積などによる水質汚濁が進行しており、夏季には溶存酸素が低下します。繁殖期を終えると河川の流入口などに成魚が集まるようで、そこを狙って電気ショッカーボートで駆除しています。また、さらなる繁殖抑制の一つとして、パイプカット技術の導入も検討しています。これは、滋賀県水産試験場で開発された手法で、オスの輸精管をカットして、受精できないよう不妊化するものです。カットしてもオスは正常な繁殖行動をすることが確認されており、不妊化したオスを放流してメスと繁殖させて繁殖の失敗を狙います。ただ、輸精管のカットだけでは、翌年以降に再生する可能性が指摘されているため、人間のパイプカットと同様、糸で結紮する手法を考えています。電気ショッカーボートでオスの成魚は捕獲しているので、それらのオスに施術して放流することで、5年程度経てば、稚魚の出現を50%程度抑制できるのではないかと考えています。これは、上述した卓越年級群のピークを半分程度に抑える効果をもたらすと考えています。ただ、このような推測は捕獲効率などに強く左右されるため、実施するのが防除戦略上、効果的かどうか検討しているところです。環境省では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」というゴールを掲げています。一度絶滅してしまったゼニタナゴの復元に成功した伊豆沼・内沼がその好例となるよう、今後もオオクチバスを着実に防除していきたいと思っています。

# 参加者も漁師さんもうれしい エリ漁体験イベントは今年も大盛況!

琵琶湖を戻す会 高田昌彦

琵琶湖を戻す会は、琵琶湖の外来魚問題を広く皆さんに知ってもらうことを目的に、2000年から外来魚駆除大会という釣りによる外来魚の駆除活動を行ってきました。その回数も来年の4月で100回を数えるまでになりました。この外来魚駆除大会とは別に、2003年から毎年夏に「エリ漁体験」という漁師体験のイベントを開催しています。エリ漁とは、琵琶湖伝統の定置網漁のことで、漁師さんの船に乗って、琵琶湖の沖に仕掛けられた定置網の上で、網から魚を取り上げる作業（ツボ上げ）を見学したり体験したりする漁師体験のイベントです。

獲れる魚の大半はブルーギルやブラックバスといった外来魚で、在来魚は外来魚の中にわずかに見つかる程度しか獲れず、参加者には漁師さんの網にも外来魚しかかからないという“現実”を見てもらうことで、琵琶湖の外来魚問題を“体験”してもらってきました。獲れる魚については年によって変動はあったものの、2016年にはついに捕獲された魚が全て外来魚（大量のブルーギルとわずかなブラックバスだけ）となり、大きな“ツボ網”の中をどれだけ探しても在来魚は1尾も見つかりませんでした。それが翌2017年は大半がブラックバスになり、前年まであれほどいたブルーギルはほんの数尾が見られるだけで、逆にオイカワやホンモロコと言った在来魚が目立つようになりました。

このような状況が数年続いたあと、今年（2024年）は開催場所が変わったこともありましたが、ついにブラックバスもブルーギルも1尾も網に入りませんでした。その代わりにたくさんの在来魚が捕れ、確認できただけでもニゴイ、ニゴロブナ、ギンブナ、ホンモロコ、デメモロコ、スゴモロコ、ウナギ、コアユ、ゼゼラ、ヨシノボリ、スジエビなどが入っていました。これは、外来魚がいなく

なれば多種多様な在来魚が戻ってくるということも、日本一大きな湖で実証できたということでもあり、今年の参加者のみなさんには直にそのこと確認してもらうことができました。

このイベントですが、年によって変動はあるものの、今年は大人3,000円、小学生以下1,500円という参加費で実施しました。実質3時間程度のイベントですが、毎年参加者を募集するとすぐに予定定員（25名程度）に達し、早々と参加受付を締め切るような状況が続いています。参加者にとって普段見ることのない船上からの琵琶湖という“非日常”を体験しつつ、漁師さんの日ごろの作業を漁師さん自身の解説を聞きながら見学できる上に、一般市場では手に入らない琵琶湖の魚を持ち帰って味わうこともでき、これを楽しみつつ外来魚問題を考えてもらう機会にもなっていると自負しています。

一方で、漁師さんにとっても、漁の獲れ高に関係なく備船料が受け取れるだけでなく、日ごろの作業を通して参加者に琵琶湖の素晴らしさや魚のおいしさ、漁の苦勞などを伝えることで学びを提供できるので、モチベーションにつながっているとも聞いています。

私たち主催者にとっては、“琵琶湖の外来魚問題を知ってもらう”という目的で始めたイベントですが、参加者からの需要は高まる一方で、このような学びの多いアウトドア体験の潜在的な要望は年を追うごとに高まっていることを実感しています。また、漁師さんにとっても一定の収入を得つつ日ごろの業務を行いながら自分たちの知っていること（漁師さんしか知らないこと）を伝えることが、参加者にとっての学びにつながっており、その両者をつなぐ私たちにとっても、やり甲斐のあるイベントとなっています。今後ますます3者の満足度をあげて、さらに“三方良し”を高められるよう工夫しつつ当イベントを継続したいと考えています。



①



①このノボリの元での出港前集合写真も毎年恒例

②わー、いろんなお魚! 中主漁協の勝見組合長のエリに連れてきてもらい、エリの中身に見入る参加者たち

③外来魚しかとれなかった2016年エリ漁の中身

# 小さな水路の調査にナマズの稚魚探し。 楽しさがつなげる魚とり、今年も！

琵琶湖博物館 うおの会 中尾博行

## 琵琶湖博物館 「はしかけ制度」で誕生

琵琶湖博物館 うおの会は、琵琶湖博物館の「はしかけ制度」に基づき設立された、魚類を中心とした生物を調査する団体です。「はしかけ制度」とは、琵琶湖博物館の理念に共感する人々が集い、より主体的に博物館を利用するための制度で、当会は2000年の制度発足と同時に設立されました（「はしかけ制度」はコラム参照）。

うおの会の現在の会員数は約80名。滋賀県のみならず、京都府、大阪府、兵庫県、岐阜県在住の会員もおり、年齢層も小学校低学年から70代まで多様です。

会の目的は、創設以来一貫して「魚とりを楽しみながら、現在の環境を記録し、データを残す」ことです。もうすぐ活動開始から四半世紀となりますが、「楽しむ」ことを重視してきたからこそ、続けられたのだと思います。

毎月第3日曜日に定例調査を実施し、冬は会員の知識向上のための勉強会等を開催し、会員相互の交流をはかっています。定例調査では、タモ網、投網等で魚を採集し、種別の尾数や魚以外の生物、採集場所の環境条件等を、定型化された調査票に記録しています。

こうして集めたデータはすでに1万件を超え、調査結果の一部は論文や書籍、博物館の報告書として公表されています。滋賀県レッドデータブックでは、多くの魚で生息状況を示す資料として当会のデータが引用されています。滋賀県において、水産対象種以外の魚や、主要河川以外の小さな水路まで含めて調査した事例は他に見当たらず、貴重な情報を提供していると自負しています。

定例の活動以外では、地域の環境学習や保全活動の支援として、学校、市町村の環境行政担当課、自治会などからの依頼により、自然観察会や講演会の講師に出向くこともあります。

## 大人も子どもも びしょぬれになりながら

今年度はすでに6回の活動を行っています。6月に調査した琵琶湖北湖東部の犬上川では、見えているニゴイを大人と子どもが協力して浅瀬に追い込み、びしょぬれになりながら捕獲しました。隣接する水田地帯では、「ナマズの稚魚が見たい」という小学生会員のリクエストに大

- ①湖水地方の水路での調査。けっこう大人も夢中
- ②ナマズ稚魚。子どもの頼みで大人が奮闘して捕獲したことも

人たちが奮闘し、残り時間ギリギリで採集に成功。双方の笑顔がとても印象的でした。

8月に実施した琵琶湖西部の和邇（わに）川での活動は、昼の暑さを避け、夜間に実施。動きが鈍くなったアユやコイを採集しました。スッポンも登場し、テナガエビをすくってお土産に持ち帰るなど、とても楽しい活動となりました。採集活動だけではなく、湖魚料理の会も実施しました。定番のアユやテナガエビ、スジエビのほか、琵琶湖ならではのピワマス、ハス、イワトコナマズなども提供され、滋賀県民といえども口にする機会が減っている湖魚料理の数々を堪能しました。

魚とりは理屈抜きにとっても楽しいものです。調査では子どもも大人も関係なく、魚を追いかけています。魚の知識では子どもが大人をしのごことも多く、魚の前ではみな平等だと感じます。今後も楽しみながらデータを蓄積し、滋賀県や琵琶湖の生物保全につながる活動を展開して行きたいと考えています。



ときには湖魚料理も楽しめます。写真はホンモロコの塩焼き。ホンモロコは急速に復活中

### 琵琶湖博物館の「はしかけ制度」とは

「はしかけ」はもともと縁談のきっかけをつくる人を指す言葉で、人との出会いを応援する人の役割がこれに通じるとして名づけられたものという。登録すると情報が共有されるだけでなく、活動を企画・運営することもできる。2024年現在、365名の会員が23のグループで活動している。

#### ■琵琶湖博物館はしかけ制度

[https://www.biawahaku.jp/about/hash\\_fr/hashikake/](https://www.biawahaku.jp/about/hash_fr/hashikake/)

# かいぼりをきっかけに、自然共生サイトの認定申請へ 上尾丸山公園における水辺再生の取り組み

認定NPO法人生態工房 片岡友美

## 生物多様性に配慮した 都市公園管理に移行

埼玉県上尾市は2019年度に、上尾丸山公園内の大池において水質改善と外来魚駆除を目的にかいぼりを行い、これをきっかけに市民と協働で水辺再生の取り組みを始めました。生態工房は、当時、市からの委託を受け、かいぼりイベントの運営と市民協働のコーディネートを担当し、現在も、水辺再生の取り組みをサポートしています。

大池はもともと荒川の氾濫原で、昔は田んぼとして利用されていました。1978年の開園時に田んぼを掘り下げ、公園の池となり、その頃から市の了承の下に、釣り業界団体によるヘラブナ等の放流が行われてきました。しかし、市は環境保全団体や研究者、環境行政の専門家等を集め、かいぼり後の大池の姿を改めて協議し、その結果、ヘラブナ等を含め生息する外来魚類を排除すること、かいぼり後は在来生物のモニタリングや水辺再生に取り組むこと、市の都市公園条例に則り、魚釣りは許可しないことを決めました。つまり、上尾丸山公園では、かいぼりをきっかけに水辺再生と自然再興の取り組みが始まり、生物多様性に配慮した公園管理へ転換していくことになったのです。

2019年度のかいぼりではブルーギル7141匹、コイ(飼育型)395匹、ハクレン51匹、チャネルキャットフィッシュ2匹のほか、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、オオクチバス等を駆除。カダヤシはかいぼり後も残存しましたが、それ以外の外来魚は根絶しました。ただし、コイとタイリクバラタナゴはかいぼり後に密放流された可能性があり、現在も少数が確認されています。

2019年度のかいぼりではブルーギル7141匹、コイ(飼育型)395匹、ハクレン51匹、チャネルキャットフィッシュ2匹のほか、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、オオクチバス等を駆除。カダヤシはかいぼり後も残存しましたが、それ以外の外来魚は根絶しました。ただし、コイとタイリクバラタナゴはかいぼり後に密放流された可能性があり、現在も少数が確認されています。

2019年度のかいぼりではブルーギル7141匹、コイ(飼育型)395匹、ハクレン51匹、チャネルキャットフィッシュ2匹のほか、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、オオクチバス等を駆除。カダヤシはかいぼり後も残存しましたが、それ以外の外来魚は根絶しました。ただし、コイとタイリクバラタナゴはかいぼり後に密放流された可能性があり、現在も少数が確認されています。

## カイツブリが増え、 絶滅危惧種ミズアオイが復活

大池ではその後も市職員が毎冬池の水を抜いて、3ヶ月程度の干し上げを実施しています。こうした定期的な

池干しは水質の維持や埋土種子の発芽促進、外来種の侵入や蔓延の防止につながっていると考えています。また、かいぼりをきっかけに市が募集したボランティア「上尾水辺守(みずべもり)」は現在約20名が登録し、生態工房がコーディネーターとして関わり、アメリカザリガニやアカミミガメの駆除、浅場の創出や維持管理、水辺の外来植物の駆除、湿地の草刈りなどの活動を行っています。

結果、注目すべき大きな成果が2つ得られました。1つ目は、カイツブリが大池で営巣し、ヒナを連れている姿が見られるようになったことです。近年は4、5つがい繁殖しています。食物(水生生物)が回復し、営巣場所(抽水植物群落)が再生し、釣りを止めたことで水鳥が安心できる岸辺になったと考えられます。

2つ目は外来植物の駆除や浅場づくりによって、湿地の埋土種子から絶滅危惧種ミズアオイ(県レッドリストIA類)が再生したことです。県内でミズアオイが見られる場所は記録上2ヶ所目です。同園では貴重な野生植物を身近に観賞できることになりました。



カニかごなどによるアメリカザリガニの駆除活動に取り組む水辺守のみなさん



池の状態がよくなり復活した絶滅危惧種ミズアオイ

これらの取り組みが評価され、上尾市は2022年に(公財)都市緑化機構から第42回緑の都市賞の都市緑化機構会長賞を受賞しました。さらに、市は協働による自然再生の取り組みを今後も続けられるように、2024年秋に環境省の自然共生サイトへの同園の認定を申請しました。最初のかいぼりから5年間でここまで実績を上げている自治体はなかなかないと思います。これからも生態工房は同園における取り組みと協働をサポートし、都市公園におけるネイチャーポジティブを普及していきたいと考えています。

# 淡水魚王国山梨県の湧水名勝地・忍野八海で ホトケドジョウに触れ、淡水魚について学ぶ

ノーバスネット『にぎやかな水辺』編集部

かつては、本州の湧き水のある里山の田んぼや水路に、普通に見られたホトケドジョウ。近年は生息地が減り、環境省の絶滅危惧種に指定されています。そんなホトケドジョウについて学び、生息地で捕獲体験のできるツアー(研修会、観察会)が、山梨県忍野(おしの)村で行われています。

忍野村と言えば、富士山の雪解け水の湧水群、忍野八海で有名な地。ここにホトケドジョウ保全を目的とするNPO法人富士おしの名水倶楽部が誕生したのは、2009年のことでした。かつてどこの水田や水路にもいたホトケドジョウが減り、危機感を持った地元の人たちや研究者が集結。現在も約20名の会員がホトケドジョウ生息地の環境整備を行い、観察会などに対応しています。

参加させてもらったのは8月27日、山梨大学の学生さんを対象にした研修会です。案内は同大学名誉教授の宮崎淳一さん。ホトケドジョウを研究テーマのひとつとされている研究者で、同法人の創設時からのメンバーでもあります。

最初に訪れたのは、山梨県水産技術センター忍野支所です。山に囲まれ海のない淡水魚王国・山梨県ならではの冷水性魚類研究施設です。外の飼育池では、多数の富士の介が悠々と泳ぐ姿が見られました。富士の介はニジマスとキングサーモンを交配してつくられた、山梨県が誇る大型のブランド魚です。

ここで職員の方からホトケドジョウについてレクチャーを受け、いよいよ生息地へ。一見こぢんまりとした湿地で、希少種を保全しているようには見えません。

まず、同法人の渡辺実理事長から、ホトケドジョウ保全の経緯についてお話がありました。会創設時、当時の理事長宅敷地内から地下水を引き、耕作放棄地を利用し

てビオトープをつくり、近隣で採捕した個体と水族館で増殖した個体を数匹ずつ放流しました。すると、2年後には約2000匹の幼魚が確認できたそうです。以来、ホトケドジョウは順調に繁殖し、今日に至っているのだとか。

続いて、宮崎さんからガサガサ(手網での魚類捕獲)の説明があり、学生さんたちは網を手にホトケドジョウ池へ。マコモ帯の下などをガサガサすると、全長6センチほどの成魚や幼魚が何匹も獲れます。絶滅危惧種がこんなに簡単に獲れるなんて驚きです。水はあくまで透明で、晴れば正面に富士山も見えるそうです。獲れた魚たちを観察し、生息地に返します。

宮崎さんは言います。

「絶滅危惧種をその生息地で見られるだけでなく、捕獲できて間近に眺められる。こんな場所はほかにありません。山梨県の誇りです」

最後に、山梨県立富士湧水の里水族館へ。ヤマメ、イワナ、イトウなど、日本に生息する冷水性魚類を一度に見ることができました。なお、ホトケドジョウの系統保存は最初、水産技術センター忍野支所が引き受け、現在は水族館が引き継いでいるそうです。多くの人の努力でホトケドジョウとその生息地が守られていることを実感しました。

貴重なホトケドジョウ生息地の見学を希望する方は、NPO法人富士おしの名水倶楽部に連絡してみてください(電話090-1848-3689、渡辺さん)。



①ホトケドジョウ生息地。ガサガサ指導中の宮崎淳一さん(右)  
②保全活動について説明する渡辺実理事長  
③獲れたホトケドジョウ。小型のかわいいドジョウです  
④このようにガサガサすると、獲れる獲れる

## 密放流の「密」を英語で何というか

みんな知ってる「密放流」という言葉。何となくわかっているようで改めて聞かれるとうまく説明できない。三重大学の淀太我先生は「行政や地方自治体・水域管理者・地元住民の同意や合意をまったく得ないままで行われた」放流と解説している。これだ！私は英語の小文でもこの言葉を使ってきたが、淀さんの意味づけをひとりで「unauthorized stocking」としてきた。直訳は「未承認の資源添加」。別の言い方で「clandestine stocking」というものもある。密=clandestine。こんな単語、大学受験には出てこないだろう。この言い方、2022年にFishesというオープンジャーナルに出した小文の査読者に教えてもらった。担当編集委員はジョセフ・クアトロ博士で、種や種内の地方的な分化の遺伝学、系統生物地理学の成り立ちのころから活躍されてきた大御所。2人の査読者のうち1人は筆跡で誰かわかったのだが（あえて名を秘す）、こちらアメリカ人。クアトロ博士とこの査読者には、内容についてもそうだが英語表現でもかなり助けていただいた。そのアメリカ人の査読者がclandestineという言葉を知ってくれた。「こそこそする」ぐらいの意味である。

((一社)水生生物保全協会 斉藤憲治)

～2004年  
密放流



参考資料へのリンク

## INFORMATION

## 恒例の情報交換会、今年度も開催します！

### 2024年度水辺の自然再生共同シンポジウム

激変する水辺の原風景—受け継がれる里山水辺の生き物たち

日時：2024年11月16日(土)10:00～17:00

会場：東京環境工科専門学校(東京都墨田区江東橋3-3-7) 参加費：無料

主催：水辺の自然再生共同シンポジウム実行委員会

申込み・問合せ先：シナイモツゴ郷の会 [shinaimotsugo93ks@ybb.ne.jp](mailto:shinaimotsugo93ks@ybb.ne.jp)



### 第79回魚類自然史研究会

日時：2024年12月14日(土)午後、12月15日(日)終日

会場：神奈川県立生命の星・地球博物館(神奈川県小田原市入生田499) 参加費：無料

主催：魚類自然史研究会、神奈川県立生命の星・地球博物館、かながわ淡水魚復元研究会

申込み・問合せ先：魚類自然史研究会 <https://gyoruishu.blogspot.com/>

### 第11回淡水ガメ情報交換会

日時：2025年3月15日(土)午後、3月16日(日)午前

会場：外来生物展示センター会議室(兵庫県神戸市長田区苅藻島町3-12-28 苅藻島クリーンセンター内)

主催：認定NPO法人生態工房

申込み・問合せ先：認定NPO法人生態工房 <https://eco-works.gr.jp> ※詳細未定、参加発表申込開始は2024年末頃を予定。



#### ■編集後記

●ブラックバスは「根絶を目指す(減らしたい)」生き物なのに、「資源として利用したい(増やしたい)」生き物として放置されています。これがバス問題解決を阻んでいることが、嘉田由紀子参議院議員が提出された質問主意書と答弁書で明らかになりました。外来生物法20周年となる2025年度の課題です。

●12号では試験的に、記事にインターネットへのリンクを貼りました。読者の皆さんからのご要望があれば、拡充していきたいと思えます。なお、リンク先の内容に関し、本編集部およびノーバスネットはその責を負わないものとします。

#### にぎやかな水辺 No.12

発行日：2024年10月31日

編集：ノーバスネットにぎやかな水辺編集室(半沢、小林、斉藤、福田)

発行元：全国ブラックバス防除市民ネットワーク

制作・編集協力：株式会社ECファクトリー

表紙イラスト：こぎわちはる

発行：全国ブラックバス防除市民ネットワーク

Email:nobass3@gmail.com

URL: <https://www.no-bass.net/>



この冊子は公益信託経団連自然保護基金の助成を受けて作成しました。